

議案第13号

鳥取県税条例の一部改正について

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成20年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、<u>平成18年3月31日</u>までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置の規則への委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。